

# 会員規約

## 第1節 総則

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人大授（以下「当会」）の正会員（以下「会員」）の規約に関する必要な事項を定める。

(改廃)

第2条 本規約の改廃は理事会の承認による

## 第2節 会員

(会員)

第3条 当会の会員とは、当会の目的に賛同して、当会が行う事業に参加するために入会申し込みを行い、代表理事の承認を得た者であり、一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員（以下「社員」）とはならない。

(入会基準)

第4条 会員の入会基準については、次の（1）（2）を満たしていることを要する。

（1）本人に関する事項

- ①障害者就労継続支援事業所等の生産活動の活性化を推進する中間支援組織で、活性化事業の業務に従事していること
- ②所属する中間支援組織から指名を受けていること
- ③当会の事業等に参画する意思を有していること

（2）中間支援組織に関する事項

- ① 社会福祉法人、NPO法人、一般財団法人、一般社団法人、株式会社、連絡協議会、地方自治体障害福祉局等の組織形態で、障害者就労継続支援事業所等の生産活動の活性化を推進する事業を行っていること  
例）社会福祉法人〇〇県社会福祉協議会、NPO法人〇〇県障害者就労事業振興協会、一般財団法人〇〇県セルフセンター、〇〇県健康福祉局障害福祉部
- ② 所属員を指名していること
- ③ 入会申込み時点において、重大な社会問題を惹起していないこと。
- ④ 会員が、当会の事業等に積極的に参画できる環境を確保していること

(会員の特典)

第5条 会員は、有償または無償で、次の(1)から(13)の特典を有する、

- (1) 当会発行のコンプライアンスニュースの享受
- (2) 当会主催の会員交流会への参加
- (3) 当会主催のセミナー、シンポジウムへの参加
- (4) ホームページの会員専用ページのパスワード取得
- (5) 「大授セレクト」への推薦
- (6) 「大授セレクト」に選定された場合の紹介媒体への掲載
- (7) 「大授セレクト」の展示・紹介・販売活動への参加
- (8) 消費者・企業・行政との各種コーディネート
- (9) 会員が主催するセミナー、シンポジウム等の講師依頼
- (10) 会員が発行するマニュアル、資料、動画、機関誌等の作成・監修・執筆依頼
- (11) 会員が主催する各種事業等への参画依頼
- (12) 会員が実施する生産活動に関するコンサルティング依頼
- (13) 衛生検査、分析検査、表示確認検査等の検査依頼

2 会員は、「会員変更届」を提出し、自己と同一の中間支援組織に所属する他者(業務の後任者)に会員の資格を委譲することができる。

### 第3節 入会および退会

(入会申込)

第6条 入会を希望する者は所定の「入会申込書」を提出しなければならない。

2 入会基準を満たしていることの確認は「入会申込書」にて行う。

(入会の審議・承認)

第7条 会員の入会の審議・承認は、代表理事または代表理事が指名するものを行う。

(変更の届出)

第8条 会員はその氏名、住所、連絡先等、当会の届出事項に変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出するものとする。

(退会)

第9条 会員は「退会届」を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、代表理事の決定により当該会員を除名することができる。

- ① 当会定款その他の規則・規約に違反したとき
- ② 当会の名誉を傷つけ、または当会の目的に反する行為をしたとき
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、前2条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 総社員の同意があったとき
- ② 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

## 第4節 会費

(会費)

第12条 会員の入会金、年会費は無償とする。

## 第5節 その他

(免責)

第13条 会員は、当会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害をこうむった場合であっても当会は一切責任を負わないものとする。

2 会員間の問題に関して、当会は一切の責任を負わないものとする。